

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成30年8月5日 18時00分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市牧町北方沖（琵琶湖東部） 岡山二等三角点から真方位354°880m付近 （概位 北緯35°08.8′ 東経136°02.6′）
事故の概要	水上オートバイKAZUOMARUは、左旋回を始めた際、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KAZUOMARU、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	253-31123大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、座席後部に友人である同乗者1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用して近江八幡市牧町の湖岸を出発し、約40km/hの速力で北進中に左旋回を始めた。</p> <p>同乗者は、右舷船尾方に落水し、顔面を本船に打ち、右眉付近の顔面骨折を負った。</p> <p>同乗者は、本事故当時、一方の手で座席後方の持ち手を、もう一方の手で船長が着用していた救命胴衣の背中付近をそれぞれ持っていた。</p> <p>同乗者は、落水前、船尾方を見ていて船長が旋回の操作をしようとしていることに気付かず、本船が旋回を始めた際に体勢を崩したこと、また、波で本船が跳ねたことで手が離れ、落水したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故発生日以前に同乗者を本船の座席後部に同乗させて航行した経験があった。</p> <p>同乗者は、落水した際の左旋回が緩やかなものであったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、近江八幡市牧町北方沖の琵琶湖東部において、湖岸を出発して北進中に左旋回を始めた際、波で跳ね上がり、船尾方を見ていた同乗者の手が離れたことから、同乗者が体勢を崩して右舷船尾方に落

	水し、顔面を船体に打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、近江八幡市牧町北方沖の琵琶湖東部において、湖岸を出発して北進中に左旋回を始めた際、波で跳ね上がり、船尾方を見ていた同乗者の手が離れたため、同乗者が体勢を崩して右舷船尾方に落水し、顔面を船体に打ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、旋回などの方向転換を行ったり、発進したりする際には、緩やかな動きであっても、同乗者に声を掛けたり、手で合図を行ったりすることが望ましい。 ・ 水上オートバイは、旋回や発進の際に思わぬ力が身体にかかることから、同乗者は落水しないよう座席の持ち手やシートバンド等にしっかりと掴<small>つか</small>まっておくことが望ましい。